

# 公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業仕様書（案）

## 第1 作業名

公共交通網再編に向けたビッグデータ導入作業

## 第2 目的

本作業は、令和3年3月に策定した第3次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通計画）に基づく公共交通網再編に向けて、携帯電話の位置情報等によるビッグデータを活用し、人流分析等を行うツールの導入を行うものである。

## 第3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日（木）までとする。

## 第4 作業内容

### 1 ビッグデータの購入

携帯電話のGPSにより取得した位置情報等により、移動経路および滞在情報等が判別できるデータまたはデータの使用ライセンス（以下、「ビッグデータ」という。）を購入する。

ビッグデータの対象期間はコロナ禍以前を対象とし、積雪期および無雪期において、それぞれ1週間以上の位置情報を取得し、休日・平日における人流を時系列で確認できるものとする。

メッシュ単位での滞在情報など、位置情報の連続性がなく、移動経路が判別できないデータは不可とする。

### 2 ビッグデータ分析ツールの導入

前項のビッグデータを分析するためのツールを導入し、ビッグデータをセットアップする。ツールに求められる機能は次のとおりとする。

なお、来年度以降、公共交通網再編に向けた検討をすることとしているため、ツールの機能として、公共交通路線の分析機能又は公共交通路線の分析が可能な他ツールへ分析結果を反映できるよう、分析結果のアウトプット機能を持つこと。

(1) 主要な移動経路の分析

(2) 時間帯別滞在状況の分析

(3) ODの分析

(4) 操作マニュアル（ヘルプ機能等）

### 3 ビッグデータおよび分析ツールのライセンス設定

ビッグデータおよび分析ツールについては、本市における公共交通政策の検討においてのみ使用するものとするが、使用者については、本市職員のほか、本市が設置した秋田市地域公共交通協議会および公共交通研究チームに所属す

る大学教員による利用も可能となるよう検討すること。

#### 第5 完了確認

- 1 受注者は、導入が完了したときは、作業完了報告書を提出し、本市職員の確認を受けなければならない。
- 2 導入作業完了後、受注者の責に帰すべき事由によるビッグデータおよび分析ツール等の不良箇所が確認された場合は、受注者は、速やかに本市職員が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに関する経費は受注者の負担とする。

#### 第6 著作権等

ビッグデータおよび分析ツールの使用权の適用範囲は本市と受注者の協議により、書面により記録することとする。

分析ツールにより作成されたレポート等の著作権は本市に帰属するものとする。ただし、レポートの内容に受注者又は受注者が許諾を得た第三者が持つ著作権およびその他権利が含まれる場合は、本市と受注者で協議し、書面により記録することとする。

#### 第7 その他

- 1 受注者は、本市等から貸与又は提供された資料について、常にその管理状況を明らかにし、汚損、亡失、流出等事故のないように十分注意し、作業完了までに返納または消去するものとする。
- 2 受注者は、作業の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 受注者は、作業上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 4 契約期間中に、第三者に与えた損害および第三者から受けた損害については、すべて受注者の責任において処理解決するものとする。
- 5 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた事項については、本市と受注者で協議の上、決定するものとする。